

4 動員配備・災害対策本部関係

長野市災害対策本部条例

〔 昭和41年10月16日
長野市条例第131号 〕

改正 平成8年3月28日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、同法に定めるもののほか長野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

長野市災害対策本部規程

〔平成元年 5 月 30 日
長野市訓令第 3 号〕

改正 平成 2 年 3 月 30 日訓令第 6 号
平成 3 年 3 月 30 日訓令第 2 号
平成 3 年 9 月 7 日訓令第 3 号
平成 4 年 4 月 1 日訓令第 1 号
平成 5 年 4 月 1 日訓令第 6 号
平成 6 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 7 年 3 月 31 日訓令第 3 号
平成 8 年 3 月 28 日訓令第 1 号
平成 8 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 9 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 10 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 11 年 3 月 31 日訓令第 3 号
平成 12 年 3 月 31 日訓令第 3 号
平成 18 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 19 年 3 月 29 日訓令第 2 号
平成 20 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 29 年 3 月 31 日訓令第 2 号
令和 4 年 3 月 31 日訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、長野市災害対策本部条例（昭和 41 年長野市条例第 131 号）第 4 条の規定に基づき、長野市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第 2 条 本部は、市役所内に置く。ただし、市役所が被災したときは、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する場所に置く。

(副本部長及び本部員)

第 3 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理防災監をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、長野市部設置条例（昭和 47 年長野市条例第 36 号）第 1 条に規定する部及び局の部長及び局長、会計局長、議会事務局長、教育委員会事務局教育次長、上下水道局長、消防局長並びに保健福祉部長長野市保健所長をもって充てる。

(本部長付)

第 4 条 本部に本部長付を置き、教育長及び上下水道事業管理者をもって充てる。

2 本部長付は、本部長の命を受け、特定の事務を掌理する。

(本部会議)

第 5 条 災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の分析及び災害応急対策の基本方針その他災

資料 4-2 長野市災害対策本部規程

害に関する重要事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部長付、本部員及び本部長が指名する者をもつて組織する。
- 3 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

(部及び班)

第6条 本部に、別に定めるところにより部及び班を置く。

- 2 部に部長を、班に班長及び班員を置く。
- 3 部長、班長及び班員は、別に定める者をもつて充てる。
- 4 部長及び班長は、上司の命を受け所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 班員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。
- 6 部長若しくは班長に事故あるとき又は部長若しくは班長が欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第7条 部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、本部長が指名する者をもつて充てる。
- 3 本部連絡員は、本部長に対し部の所管に係る災害情報を伝達し、災害応急対策の実施状況を報告するとともに、本部長の連絡事項を部長に伝達する。
- 4 本部連絡員に事故あるとき又は本部連絡員が欠けたときは、本部長が指名する者がその職務を代理する。

(災害情報の収集等)

第8条 災害情報の収集及び伝達並びに災害応急対策の実施状況の報告は、迅速かつ正確に行わなければならない。

- 2 災害情報の発表は、本部会議の議を経て行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(現地災害対策本部)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

- 2 現地本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の住民の要請等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

(現地本部長、現地本部員及び現地本部職員)

第10条 現地本部に現地本部長、現地本部員及び現地本部職員を置く。

- 2 現地本部長は副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。
- 3 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括し、現地本部員及び現地本部職員を指揮監督する。
- 4 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部職員を指揮監督する。
- 5 現地本部職員は、上司の命を受け、現地本部の事務に従事する。

(本部を設置するに至らない場合の災害対策)

第11条 本部を設置するに至らない場合の災害対策は、本部が設置された場合の災害対策に準じて行うものとする。

(補則)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、長野市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成元年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 30 日訓令第 6 号)

この訓令は、(中略) 平成 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月 30 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 9 月 7 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 日訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 4 月 1 日訓令第 6 号抄)

この訓令は、公表の日から施行する。(後略)

附 則 (平成 6 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 7 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 3 月 28 日訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 8 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日訓令第 2 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日訓令第 3 号)

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

災害対策本部等の標識

1 標識



長野市災害対策本部

災害対策本部の標識



長野市現地災害対策本部

現地災害対策本部の標識

2 腕章

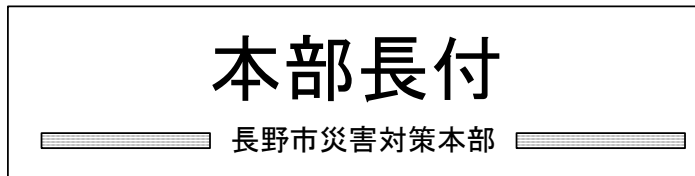
(本部長)



(副本部長)



(本部長付)



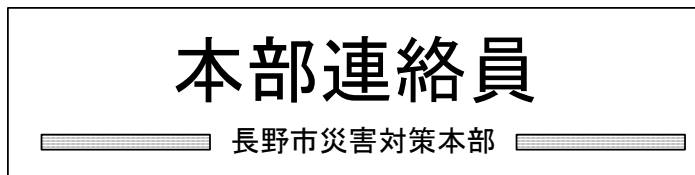
(本部員)



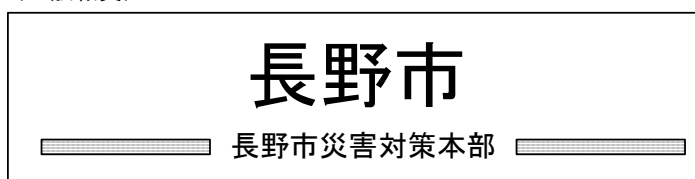
(班長)



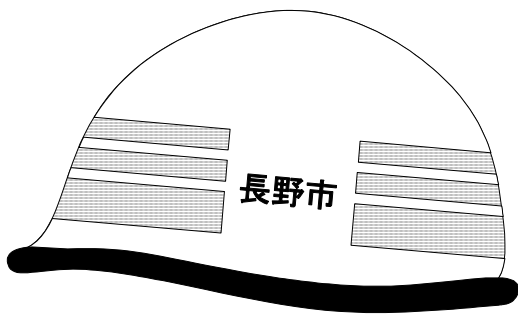
(本部連絡員)



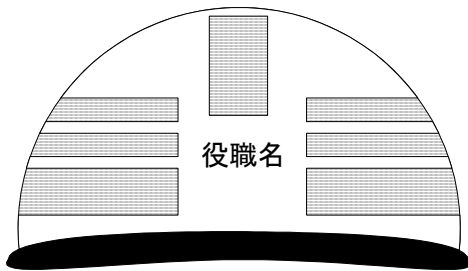
(一般職員)



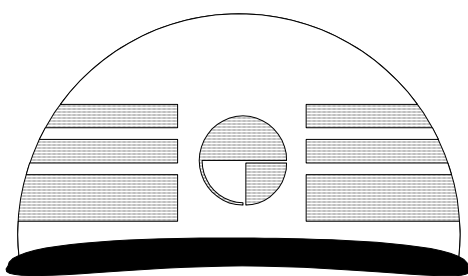
3 ヘルメット



側面

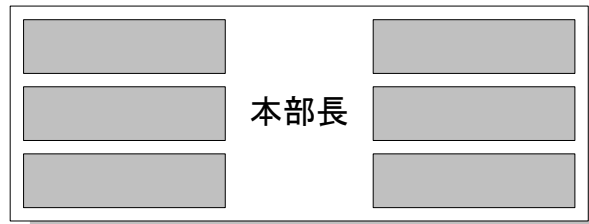


背面

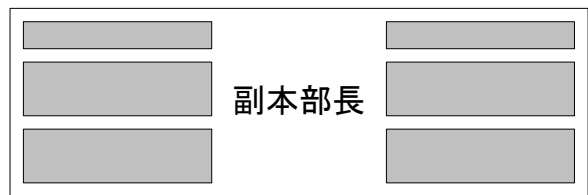


前面

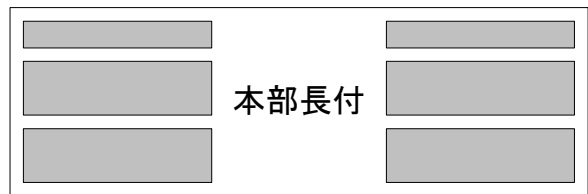
(本部長)



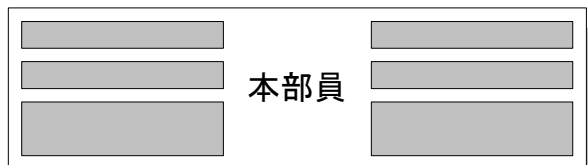
(副本部長)



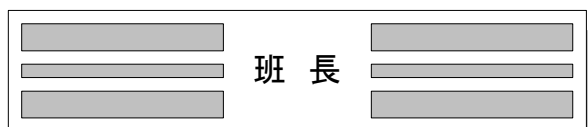
(本部長付)



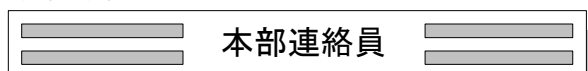
(本部員)



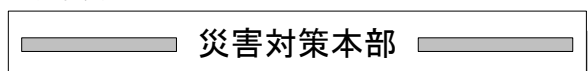
(班長)



(本部連絡員)



(一般職員)



支所への災害対応支援職員配備に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害発生の初動時において効率的に情報収集及び避難所開設等を行うため、支所の近隣に居住する市職員を、災害対応支援職員として支所に配備することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援職員災害の発生のおそれがあるとき及び災害が発生したときに、支所に配備され、第5に定める業務を行う職員をいう。
- (2) 支所長野市支所設置条例（昭和41年長野市条例第9号）の規定により設置する支所をいう。

(支援職員の任命等)

第3 支援職員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、支所ごとに市長が任命する。

- (1) 支所以外に勤務する者
 - (2) 支所の近隣に居住する者
 - (3) 課長の職以上の職にない者
- 2 支援職員の人数は、支所ごとにおおむね5人とする。
- 3 支援職員に任命された者は、長野市災害対策本部規程（平成元年長野市訓令第3号）の規定により設置する部及び班の配備の対象から除くものとする。
- 4 支援職員の任期は3年とする。ただし、補欠の支援職員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 支援職員は、再任されることができる。

(配備基準)

第4 支援職員の配備は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、いずれの場合も危機管理防災監が配備支所への参集を指示するものとする。ただし、支援職員は、夜間又は休日において長野市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、当該指示によらずに配備支所に参集するものとする。

- (1) 夜間又は休日において災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがある場合で、支所等に所属する職員の配備が困難であるか又はその配備に時間を要するとき。
- (2) 支所長からの要請があったとき。

(業務内容)

第5 支援職員は、危機管理防災監又は支所長等の指示により、次の各号に掲げる業務に従事する。

- (1) 支所の機能確保に関すること。
 - (2) 支所管内の情報収集・伝達に関すること。
 - (3) 避難者の一時的な受け入れに関すること。
 - (4) その他、初動時において必要な業務
- 2 前項に規定する支援職員の業務の終了は、危機管理防災監が支所長と協議して決定する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

資料 4-4 支所への災害対応支援職員配備に関する要綱

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。